

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月28日

【会社名】 日本八ム株式会社

【英訳名】 NH Foods Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 畑 佳 秀

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市北区梅田二丁目4番9号

【電話番号】 大阪(06) 7525局3042番

【事務連絡者氏名】 執行役員経理財務部長 長 谷 川 佳 孝

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎二丁目1番1号

【電話番号】 東京(03) 4555局8051番

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画本部経営企画部長 藤 原 寛 英

【縦覧に供する場所】 日本八ム株式会社東京支社  
(東京都品川区大崎二丁目1番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2022年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、以下のとおり、当社定款につき所要の変更を行うものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されると現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

| 現行定款   | 変更案  |
|--|--|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p>(削除)</p>  |
| <p>(新設)</p>  | <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>  |
| <p>(新設)</p>  | <p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

（畑 佳秀、木藤哲大、井川伸久、前田文男、片岡雅史、河野康子、荒瀬秀夫、山崎徳司）

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役山崎徳司氏は、本総会終結の時をもって監査役を退任いたします。つきましては、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

（西山 茂）

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第3号議案において、補欠監査役西山 茂氏を監査役候補者としたことにより、補欠監査役が欠員となります。法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、候補者からは監査役が任期中に退任し、法令に定める監査役の員数を欠く場合に、監査役に就任する旨の承諾を得ております。

また、本議案における選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

（中村克己）

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項                     | 賛成数<br>(個) | 反対数<br>(個) | 棄権数<br>(個) | 可決要件  | 決議の結果及び<br>賛成割合<br>(%) |
|--------------------------|------------|------------|------------|-------|------------------------|
| 第1号議案<br>定款一部変更の件        | 866,796    | 826        | 0          | (注) 1 | 可決 99.90               |
| 第2号議案<br>取締役8名選任の件       |            |            |            |       |                        |
| 畑 佳 秀                    | 836,594    | 30,991     | 20         |       | 可決 96.42               |
| 木 藤 哲 大                  | 840,086    | 27,519     | 0          |       | 可決 96.82               |
| 井 川 伸 久                  | 840,011    | 27,594     | 0          |       | 可決 96.81               |
| 前 田 文 男                  | 841,536    | 26,069     | 0          | (注) 2 | 可決 96.99               |
| 片 岡 雅 史                  | 841,461    | 26,144     | 0          |       | 可決 96.98               |
| 河 野 康 子                  | 834,651    | 26,410     | 6,544      |       | 可決 96.19               |
| 荒 瀬 秀 夫                  | 834,672    | 32,933     | 0          |       | 可決 96.19               |
| 山 崎 徳 司                  | 864,073    | 3,532      | 0          |       | 可決 99.58               |
| 第3号議案<br>監査役1名選任の件       |            |            |            |       |                        |
| 西 山 茂                    | 840,719    | 26,898     | 0          | (注) 2 | 可決 96.89               |
| 第4号議案<br>補欠監査役1名<br>選任の件 |            |            |            |       |                        |
| 中 村 克 己                  | 866,519    | 1,098      | 0          | (注) 2 | 可決 99.87               |

(注) 1 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。